

第5章 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策

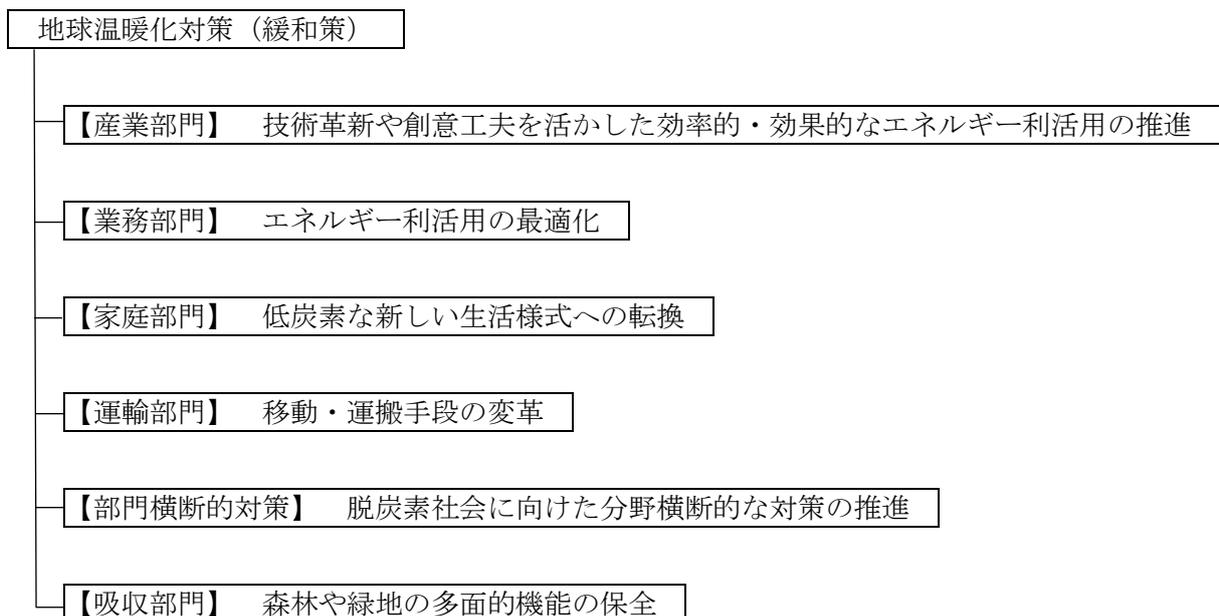
1 基本的な考え方と体系

2050年温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会ぎふ」の実現をオール岐阜で目指し、本計画に掲げる温室効果ガス排出削減目標の2030年度中期目標を達成するため、県民・事業者は主体として自発的かつ積極的に快適性や遮音性の向上につながる高断熱材・複層窓の導入、非常用電源にも活用できる地域での再生可能エネルギーの導入など相乗効果（コベネフィット）を有する温室効果ガス排出抑制対策に取り組みます。

県は、自然資源、生態系サービス、資金・人材などの地域資源を再認識し、最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されるという地域循環共生圏の考え方を踏まえ、本来、地域に存在する太陽光や水力、バイオマスなどを活用した再生可能エネルギーの地産地消など温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策（緩和策）に体系的に取り組みます。また、県は地域の自然的社会的条件に対応した施策であるとともに、温室効果ガスの削減に加えて、光熱費の削減や生産性、断熱性、耐震性の向上など様々なコベネフィットの追求を意識した対策・施策を講じます。

市町村は、県と連携し、積極的に地域における再生可能エネルギー等の利用促進やエネルギーの面的利用の推進に取り組みます。また、次世代自動車（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV））の普及や国民運動「COOL CHOICE」の促進等を通じて住民による温室効果ガスの排出抑制を促進します。加えて、都市構造を集約型に転換していくことを基本的な方向とする低炭素型の都市・地域づくりについて総合的かつ計画的に取り組む必要もあります。さらに、市町村の事務事業において自ら率先して温室効果ガス排出の抑制に取り組みます。

図 5-1 地球温暖化対策の体系図



2 産業部門 ～技術革新や創意工夫を活かした効率的・効果的なエネルギー利活用の推進～



(1) 要因分析の結果

温室効果ガス排出量の要因分析において、産業部門における二酸化炭素排出量は電力由来が約4割となっていること、製造出荷額の増加に伴うエネルギー消費量が増加により二酸化炭素排出量が増加していることなどから、エネルギー消費量の削減に加えて、再生可能エネルギーの導入により電力由来の二酸化炭素排出量を削減するとともに、電力以外のエネルギーをより温室効果ガスの排出の少ないエネルギーに転換することが特に必要となっています。

(2) 各主体による取組

(省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入)

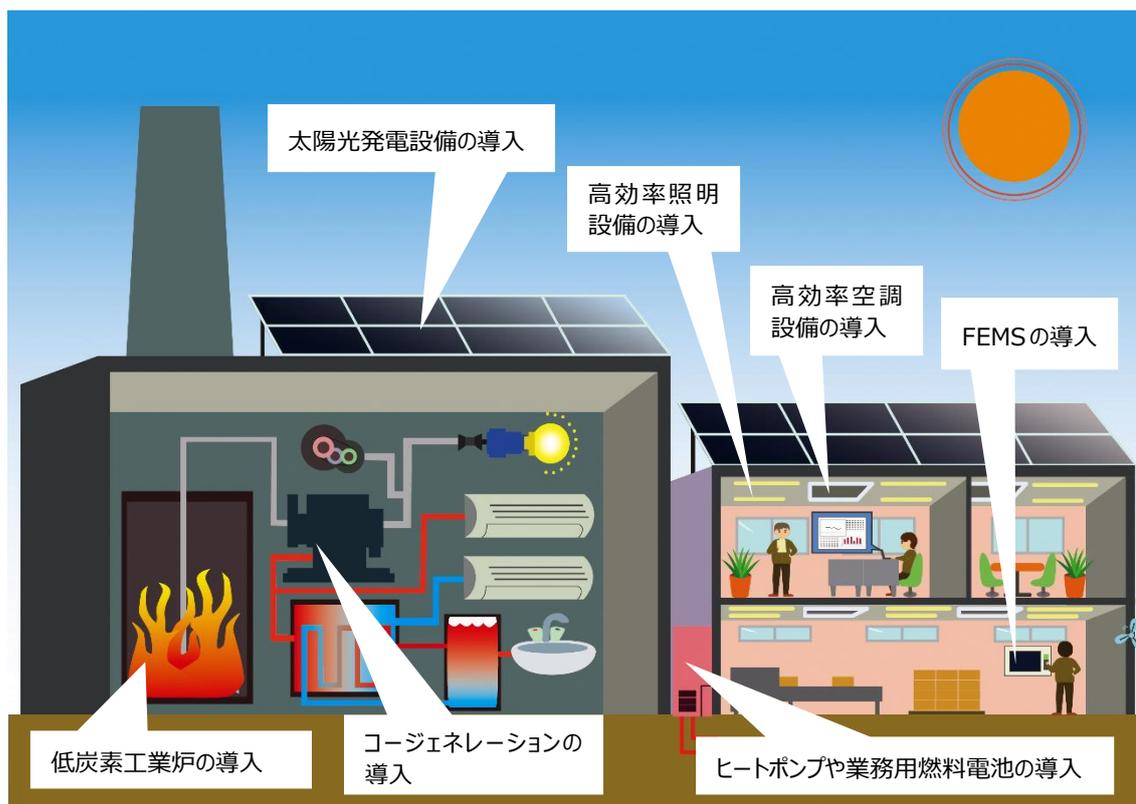
- 製品の製造等に伴う温室効果ガス排出量やエネルギー消費量を削減するため、事業者は温室効果ガス排出量・エネルギー消費量を把握するとともに、ランニングコスト削減に資する省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入、省エネルギー診断の受診、FEMS（工場エネルギー管理システム）の導入の検討、設備の運用方法の見直し等を行います。

(エネルギーの転換)

- 事業者はより温室効果ガス排出量の少ないエネルギー種へ転換、太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な導入を進めます。
- 事業者は再生可能エネルギーの比率の高い電力への切り替えを積極的に進めます。
- 事業者は業務用燃料電池などの水素エネルギーを活用します。

(革新的技術の開発・導入)

- 事業者は温室効果ガス排出量がなく、コストがかからないエネルギーに関する調査研究や技術開発、システム導入等に努めます。



2030 年度に目標とする姿（工場）の例

（3）県の施策

（大規模排出事業者の温室効果ガス排出量削減・省エネルギー、エネルギー転換の促進）

強化

○ 岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応基本条例（以下「条例」という。）に基づき大規模排出事業者に義務付けている温室効果ガス排出削減計画等提出制度において、2030 年度を見据えた温室効果ガス排出削減の目標設定を追加するなどの見直しを行い、事業者の取組強化を促します。

強化

○ 条例に基づき提出された温室効果ガス排出削減計画書や削減実績報告書等は、県において計画内容や実績を評価したうえで公表するとともに優良事業者を表彰するなど、積極的に温室効果ガス排出削減に取り組めるよう事業者へのサポートの充実を図ります。

○ ランニングコスト削減効果など中長期的な視点からの経済合理性と両立する温室効果ガス排出削減に資する設備導入促進について事業者への助言指導を行います。

強化

○ 温室効果ガス排出削減目標を高く掲げた事業者や優良事業者として表彰を受けた事業者などに対して、設備導入に係る補助・支援について検討します。

○ 事業者団体向けに普及啓発セミナーを実施し、省エネルギー設備等の導入を促進します。

○ 建築物の新築、増築又は改築時の温室効果ガス排出削減対策をさらに促進するため、条例に基づく建築物環境配慮計画書等の提出を徹底します。

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の適正な運用及び制度の周知により、建築物の省エネルギー化を促進します。

(中小規模排出事業者の温室効果ガス排出量削減・省エネルギー、エネルギー転換の促進)

強化

○ 条例に基づく削減計画書等の提出の対象となっていない中小規模排出事業者に対して提出を勧奨し、提出された削減計画書等に基づき事業者への助言指導を行います。

強化

○ 削減計画書等を提出した中小規模排出事業者についても、大規模排出事業者と同様に、温室効果ガス排出量の削減状況等を評価・公表し優良事業者を表彰するなど、積極的に温室効果ガス排出削減に取り組めるよう事業者へのサポートの充実を図ります。また、高い目標を掲げた事業者や優良事業者として表彰を受けた事業者などに対して設備の導入に係る補助・支援について検討します。

○ 中小企業等が行う温室効果ガス排出削減や地球環境の保全・改善を図るための施設・設備の導入に対し、県融資制度により支援します。

○ 省エネルギー対策によるコストダウンや経営改善を希望する企業に対し、エネルギー管理士など国家資格を有する省エネルギー対策の専門家等の派遣を支援します。

○ 事業者団体向けに普及啓発セミナーを実施し、省エネルギー設備等の導入を促進します。

○ 建築物の新築、増築又は改築時の温室効果ガス排出削減対策をさらに促進するため、条例に基づく建築物環境配慮計画書等の提出を徹底します。

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の適正な運用及び制度の周知により、建築物の省エネルギー化を促進します。

(再生可能エネルギーの導入・利用の促進)

強化

○ 太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入に伴うランニングコストの削減や、再生可能エネルギーの導入・購入に伴いE S G投資を呼び込むなど、温暖化対策を実施することによる事業者の利益も踏まえた指導・助言の実施を図ります。

○ 事業者団体向けに普及啓発セミナーを実施し、再生可能エネルギーの利用を促進します。

○ 専門家の派遣やフォーラムの開催等により、市町村、住民及び地元事業者主導による地産地消型エネルギーシステムの構築を図ります。

○ 地域資源の有効利用を図り、地域振興につなげるため、木質バイオマス利用施設の導入や県民協働による未利用端材の搬出運搬に係る支援を行います。

○ 過疎化・高齢化が進む農村地域において、地域資源の有効利用を図り、地域振興につなげるため、農業用水を活用した小水力発電の導入を推進するとともに、小水力発電施設の適切な維持・運営管理のため、専門家の派遣やフォーラムの開催等により市町村等の発電事業者を支援します。

○ 建設中の県営ダムにおいて発電事業実施に向けた基本協定の締結により発電事業者による設計・施設整備等を促進します。

(水素利用の拡大)

○ 事業者団体向けに普及啓発セミナーや個別事業者への指導・助言により、業務用燃料電池などの水素エネルギーの活用促進に向けた普及啓発を行います。

(県等における調査研究の実施、成果の還元)

- 産学官が参画する岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアムによる再生可能エネルギーの高度利用と省エネルギーに関する調査研究、技術開発、システム導入、ビジネスモデルの確立等の取組を支援します。
- 省エネルギー技術に貢献する部材の開発や土壌からのメタン発生抑制技術の開発などの温室効果ガス削減に関する調査研究等を実施し、得られた成果を各般の事業活動に還元できるよう努めます。

3 業務部門 ～エネルギー利活用の最適化～



(1) 要因分析の結果

温室効果ガス排出量の要因分析において、業務部門における二酸化炭素排出量は電力由来が約7割となっており、再生可能エネルギーの導入による電力由来の二酸化炭素排出量の削減やエネルギー消費量の削減、電力排出係数の小さい電力へ転換することが特に必要となっています。

(2) 各主体による取組

(建築物等の省エネルギー化)

- 建築事業者は建築・設計時における省エネルギー建築物建築について施主への積極的な提案をします。また、事業者は積極的な省エネルギー建築物の新築、改修をします。
- 事業者は温室効果ガス排出量・エネルギー消費量を把握するとともに、照明設備や空調設備などエネルギー消費の多い設備を積極的にランニングコスト削減に資する省エネルギー機器への更新やBEMS（ビルエネルギー管理システム）の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施のほか、テレワークの導入等による事業所におけるエネルギー消費量を削減します。

(建築物のネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化)

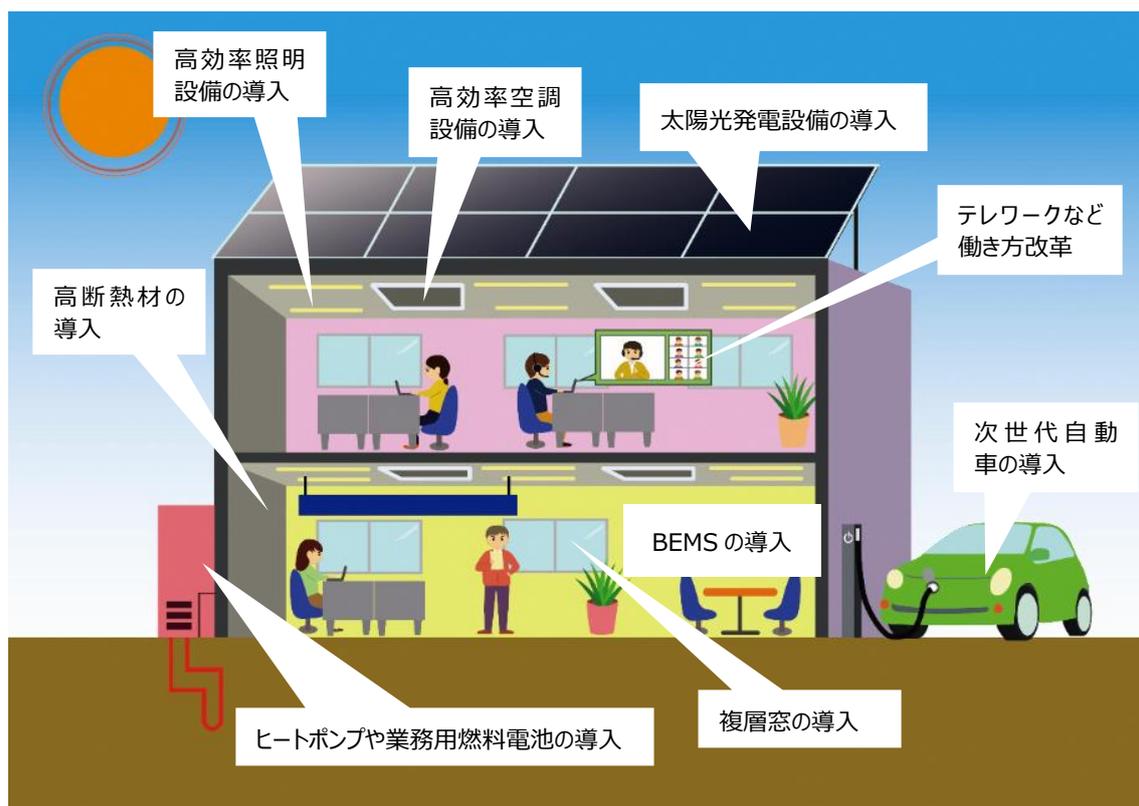
- 事業者は建築物の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入、水素エネルギーの活用等による建築物のエネルギー収支のゼロ化に努めます。

(再生可能エネルギーの導入)

- 事業者はより温室効果ガス排出量の少ないエネルギー種へ転換、太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な導入を進めます。
- 事業者は再生可能エネルギーの比率の高い電力への切り替えを積極的に進めます。

(水素エネルギーの活用)

- 事業者は業務用燃料電池などの水素エネルギーを活用します。



2030 年度に目標とする姿（オフィス）の例

(3) 県の施策

(建築物等の省エネルギー化、テレワークの推進)

- 建築物の新築、増築又は改築時の温室効果ガス排出削減対策をさらに促進するため、条例に基づく建築物環境配慮計画書、建築物工事完了届出書の提出を徹底します。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の適正な運用及び制度の周知により、建築物の省エネルギー化を促進します。
- ZEB普及促進のため、設備導入やBEMS・スマートメーター等導入に係る支援策を検討します。
- 省エネルギー対策によるコストダウンや経営改善を希望する企業に、エネルギー管理士など国家資格を有する省エネルギー対策の専門家等派遣の支援を促進します。
- 強化** ○ 産業部門と同様に、大規模排出事業者や中小規模排出事業者の取組を促進するため、条例に基づく排出削減計画等提出制度を活用した事業者への助言指導を行います。また、優良事業者を表彰するなど積極的に温室効果ガス排出削減に取り組めるよう事業者へのサポートの充実を図ります。加えて、高い目標を掲げた事業者や優良事業者として表彰を受けた事業者などに対して設備の導入に係る補助・支援について検討します。
- 中小企業等が行う温室効果ガス排出削減（省エネルギー）や地球環境の保全・改善を図るための施設・設備の導入に対し、県融資制度により支援します。
- 強化** ○ テレワークの普及に向け、スマートワーク推進ネットワークによるセミナーの開催や実証事業等を実施します。

(再生可能エネルギーの導入・利用の促進)

- 地域資源の有効利用を図り、地域振興につなげるため、専門家の派遣やフォーラムの開催等により、市町村、住民及び地元事業者主導による地産地消型エネルギーシステムの構築を図ります。
- 木質バイオマス利用施設の導入や県民協働によるや未利用端材の搬出運搬に係る支援を行います。過疎化・高齢化が進む農村地域において、地域資源の有効利用を図り、地域振興につなげるため、農業用水を活用した小水力発電の導入を推進するとともに、小水力発電施設の適切な維持・運営管理のため、専門家の派遣やフォーラムの開催等により市町村等の発電事業者を支援します。さらに、建設中の県営ダムにおいて発電事業実施に向けた基本協定の締結により発電事業者による設計・施設整備等を促進します。
- 事業者団体向けに普及啓発セミナーを実施し、再生可能エネルギーの利用を促進します。

(水素利用の拡大)

- 事業者団体向けに普及啓発セミナーや個別事業者への指導・助言により、業務用燃料電池などの水素エネルギーの活用促進に向けた普及啓発を行います。

(県等における調査研究の実施、成果の還元)

- 産学官が参画する岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアムによる再生可能エネルギーの高度利用と省エネルギーに関する調査研究、技術開発、システム導入、ビジネスモデルの確立等の取組を支援します。

(県庁による率先実行)

強化

- 県有施設等の省エネルギーを推進するとともに、RE30やRE100といった再生可能エネルギー比率の高い電力の調達を進めるなど、県自らが率先して温室効果ガス排出削減に資する取組を推進します。
- 岐阜県環境物品等調達方針を徹底し、率先して環境物品の調達を行います。

4 家庭部門 ～低炭素な新しい生活様式への転換～



(1) 要因分析の結果等

温室効果ガス排出量の要因分析において、家庭部門では二酸化炭素排出量は電力由来が7割以上となっており、再生可能エネルギーの導入による電力由来の二酸化炭素排出量の削減やエネルギー消費量の削減、電力排出係数の小さい電力へ転換することが特に必要となっています。

また、すべての県民が新しい生活様式への転換を図り、再生可能エネルギーや省エネルギー機器の積極的な導入にとどまらず、快適性や遮音性を追求した断熱材や複層窓の採用など新たな価値観を共有していくことが必要です。

(2) 各主体による取組

(地球温暖化対策に資する行動の選択)

- 県民は日常生活において、省エネルギー・低炭素型の製品やサービスの購入・利用など地球温暖化対策に資する行動に努めます。

(省エネルギー住宅等の建築、既存住宅の断熱改修)

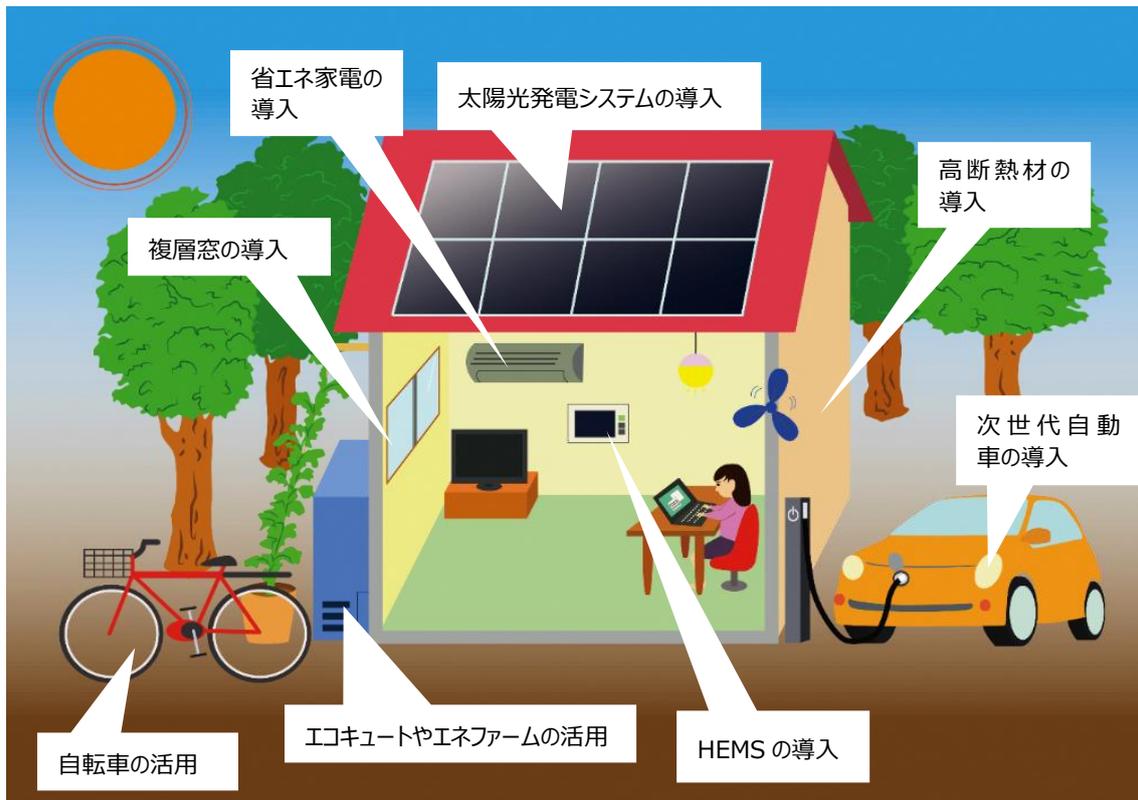
- 県民は照明設備や空調設備などエネルギー消費の多い設備を積極的にランニングコスト削減に資する省エネルギー機器への更新や適切なエネルギーの管理のためのHEMS（ホームエネルギー管理システム）・スマートメーターの活用、ライフスタイルに合わせた省エネルギー対策を実施します。
- 県民は住宅の新築・改修にあたり、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）や省エネルギー住宅等の採用を検討します。
- 建築事業者は建築・設計時における省エネルギー住宅の建築について施主へ積極的に提案します。

(再生可能エネルギーの導入)

- 県民はより温室効果ガス排出量の少ないエネルギーへの転換、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に進めます。
- 県民は再生可能エネルギーの比率の高い電力への切り替えを積極的に進めます。

(水素エネルギーの活用)

- 県民は家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）を活用します。



2030 年度に目標とする姿（家庭）の例

（3）県の施策

（県民向けの普及啓発・環境学習の推進）

○ 省エネルギー・低炭素型の製品・サービスの購入や利用、ライフスタイルの変容など「賢い選択」を促す国民運動である「COOL CHOICE」に呼応し、「ぎふ清流COOL CHOICE」をキャッチフレーズに普及啓発活動を展開します。

強化

○ 企業との協働による県内の小中学校や自治会などにおける地球温暖化防止に関する出前講座の実施や、学校等の環境学習で活用できる教材、体験プログラム、関係データなどを提供することでの環境学習の支援、企業や環境関連団体の環境学習の取組や、企業や環境関連団体が連携して実施した環境学習の優良事例を県内企業や学校、市町村などの発信を行います。

強化

○ 次代の地球温暖化防止を担う人材の育成として、県内の学生を「ぎふ清流COOL CHOICE」の普及啓発活動に取り組む伝え手として育成するため、「ぎふ清流COOL CHOICE 学生アンバサダー」育成研修を開催します。

強化

○ 学生アンバサダーの中から地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、幅広い年代に向けた普及啓発活動を推進します。

強化

○ 環境学習指導者や教員に向けた実践的な研修を実施することや、岐阜大学の次世代地域リーダー育成プログラムに環境教育の講座を設立し大学生に環境学習プログラムを実践することで、環境学習の担い手を育成するとともに、若手の意識啓発、行動変容を促します。

強化

- 県民向けに再生可能エネルギー電力の購入に係る情報を発信し、実際の行動につながるよう促します。

強化

- 水素社会の実現に向けた県民向けの普及啓発活動を行い、水素エネルギーに関する理解を促進します。

(その他省エネルギーの促進)

- 温室効果ガス削減など環境負荷の低減を促進し、高い省エネルギー性能等を有する住宅の普及促進を図るとともに、県内工務店の育成支援を促進します。
- ZEHや省エネルギー住宅の建設、既存住宅の断熱性等を向上させる省エネルギー化リフォームの利子補給を支援することにより、省エネルギー性能をはじめとする住宅の環境性能の向上を図ります。
- 建築物の新築、増築又は改築時の温室効果ガス排出削減対策をさらに促進するため、条例に基づく建築物環境配慮計画書等の提出を徹底します。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の適正な運用及び制度の周知により、建築物の省エネルギー化を促進します。

5 運輸部門 ～移動・運搬手段の変革～



(1) 要因分析の結果

温室効果ガス排出量の要因分析において、運輸部門では二酸化炭素排出量はガソリン車、軽油車由来が9割以上となっていること、乗用車、二輪車の保有台数が増加していることが要因となっており、乗用車を二酸化炭素排出の少ない次世代自動車へ転換すること、公共交通機関や自転車、徒歩の利用を促進することが特に必要となっています。ただし、貨物車等の事業用車両も全体の約2割を占めており、公共交通機関や自転車、徒歩への転換は困難であるため、次世代自動車への転換が必要となっています。

(2) 各主体による取組

(次世代自動車の導入、燃費改善)

- 県民・事業者は騒音が少なく、二酸化炭素排出の少ない次世代自動車への買換えをします。また、事業者はさらなる自動車の燃費改善を行います。

(公共交通機関や自転車、徒歩の適切な利用)

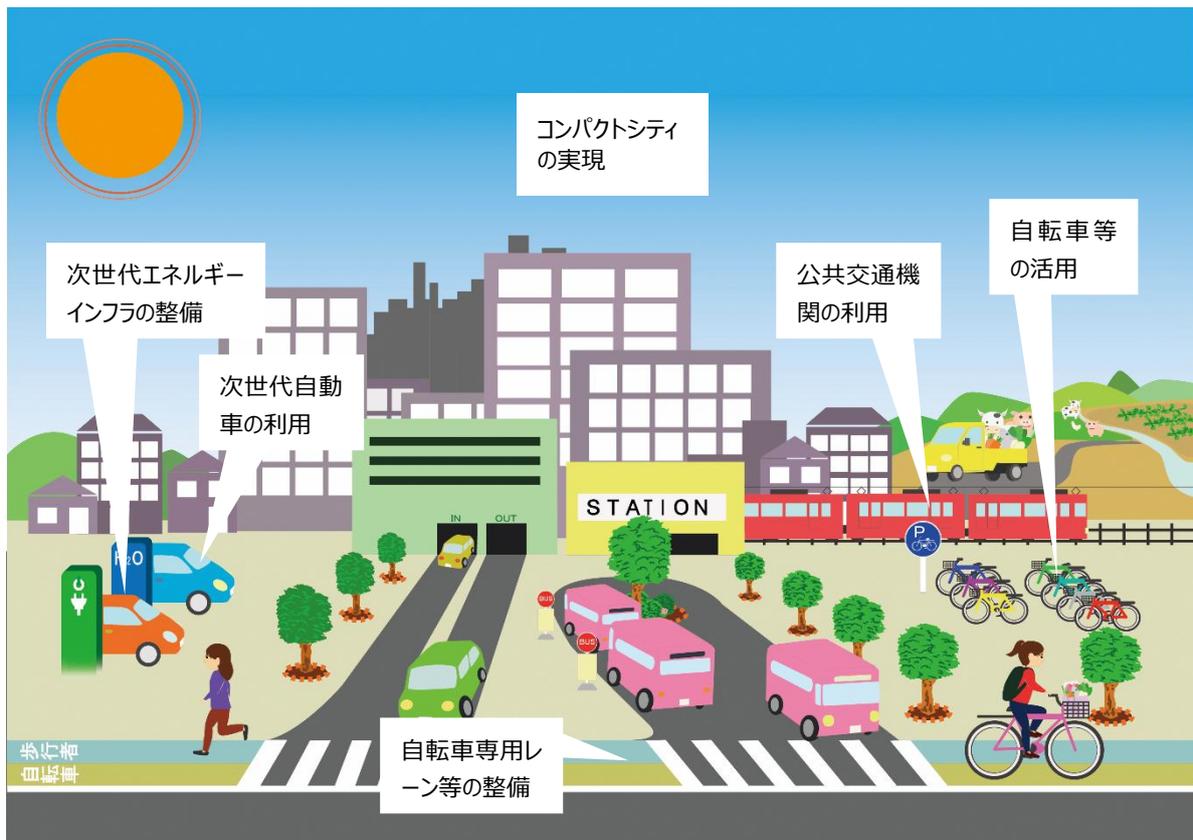
- 県民・事業者は適切な走行速度での走行や自転車利用等の促進により渋滞を緩和します。
- 事業者は電動化対応トラック・バスや低炭素ディーゼルトラック、燃料電池バス等を導入します。
- 県民は公共交通機関や自転車、徒歩の利用に努めます。

(再生可能エネルギーの導入)

- 県民・事業者はより温室効果ガス排出量の少ないエネルギーへの転換、温室効果ガス排出量のない太陽光発電などの再生可能エネルギーを電力源とした充電器の積極的な導入を行います。

(水素エネルギーの活用)

- 県民・事業者は騒音が少なく航続距離が長い、二酸化炭素排出の少ないFCVへの買換えをします。



2030 年度に目標とする姿（運輸）の例

（3）県の施策

（次世代自動車の導入の促進）

- 産業部門、業務部門と同様に、大規模排出事業者や中小規模排出事業者の取組を促進するため、条例に基づく排出削減計画等提出制度を活用した事業者への助言指導を行います。
- 次世代自動車の特性や利点を出前講座等により普及啓発を行い、自家用車、業務用車への導入を促進します。
- 県内への水素ステーションの設置を支援するなど、F C V の普及を促進します。
- 強化** ○ 水素社会の実現に向けた県民向けの普及啓発活動を行い、水素社会に関する理解を促進します。
- 強化** ○ 団体向けに普及啓発セミナーを実施し、再生可能エネルギーの利用を促進します。

（公共交通機関や自転車、徒歩の利用の促進）

- 健康づくりにもなる温室効果ガスを排出しない自転車の利用を促進するため、例えば、自転車通行空間の整備等を検討します。
- 強化** ○ A I（人工知能）を活用したオンデマンド交通など利便性の高い先進的なモビリティサービスの導入支援等を行うほか、交通事業者と市町村等が連携した利用環境整備の取組について助言等を行い、公共交通の利用促進を図ります。

- 岐阜県道路交通渋滞対策推進協議会を通して、引き続きハード対策・ソフト対策による渋滞軽減の取組を図ります。
- 自家用自動車への依存度の緩和を図る上で、県内の地方鉄道、地域の路線バスの事業者、コミュニティバスを運行する市町村に対し、支援（助成）措置を講じ、地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保維持します。

（農作物の地産地消の推進）

- 農作物の生産地と消費地との距離が縮減されることにより、輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されるとともに、地域内で経済循環し、流通経費の節減により生産者の手取りの増加などのベネフィットのある地産地消を促進します。

（テレワークの普及）

強化

- 通勤にかかる二酸化炭素排出量の抑制が見込まれるテレワークの普及に向け、スマートワーク推進ネットワークによるセミナーの開催や実証事業等を実施します。

（県庁による率先実行）

- 「早く家庭に帰る日」には、通勤経路が同じ人との相乗りや公共交通機関、自転車の利用による職員のマイカー使用の自粛を促進します。

6 部門横断的対策 ～脱炭素社会に向けた分野横断的対策の推進～



(1) 各主体による取組

(エネルギーの面的利用)

- 県民・事業者は地域内での再生可能エネルギーの創出、利用による地域経済循環に努めます。

(低炭素製品への転換)

- 県民・事業者は製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費のプロセスで発生する温室効果ガスの発生が少ない製品を選択します。

(ESG地域金融の実践)

- 地域金融機関は地域経済の活性化に向けて、ESG要素を考慮し、企業の課題・価値や地域のニーズを踏まえた事業性評価による融資・本業支援等を行います。

(ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化)

- 県民・事業者は緑のカーテンによる建築物の壁面の緑化や屋上緑化、省エネルギー性能の優れた建築物の普及による人工排熱の低減を行います。

(廃棄物の削減)

- 県民は市町村や市民団体と連携し、ごみを減らす意義や具体的な手法を伝えるなど、家庭ごみの減量化を推進します。
- 県民・事業者は食品廃棄物、プラスチックごみ、紙ごみなどの一般廃棄物・産業廃棄物の排出削減や徹底したリサイクルを行います。

(フロン類からノンフロンへの転換)

- 県民・事業者はフロン類を使用しないノンフロンの冷凍冷蔵庫や空調設備への更新を行います。

(2) 県の施策

(地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入)

- 県の地域特性を活かし、バイオマス発電、小水力発電、地熱発電、熱利用の推進に取り組むとともに、地熱・地中熱利用や農地におけるソーラーシェアリングなどの新たな取組について検討します。

(地域の環境金融の拡大検討)

強化

- 国の金融資本市場の動向を注視しながら、県内でのE S G投資・融資の普及に向けて、地域金融機関等との連携方策を含めて検討を進めます。

(市町村と連携した環境改善の推進)

- 都市計画区域マスタープランにコンパクト・プラス・ネットワークの考え方にに基づき、集約型都市構造の実現を目指すことを位置づけ、都市機能が集積した中心市街地と身近な生活拠点が公共交通や道路ネットワークで連携したコンパクトな都市を誘導します。

(低炭素製品の製造・購入の促進)

- 「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」や商業施設等と連携した啓発活動の実施等により、グリーン購入（環境にやさしい買い物）を推進します。

(エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備の促進)

強化

- 焼却時の熱回収、発電等によるエネルギー効率を高めることにより二酸化炭素排出量の削減を図るため、市町村等に対し国制度を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を働きかけます。

(家庭ごみの減量化の推進)

- 市町村や市民団体と連携し、ごみを減らす意義や具体的な手法を伝えるなど、家庭ごみの減量化を推進します。

(プラスチックごみ削減の推進)

強化

- 使い捨てプラスチック削減に向けた取組を行う飲食店、小売店、製造者の協力のもと、「ぎふプラごみ削減モデルショップ」の取組を推進します。

(食品廃棄物対策の推進)

強化

- 食品廃棄物の削減に取り組む県内の飲食店、小売店や企業等とともに、県民の「食べきり」意識の高揚と実践を図る「ぎふ食べきり運動」を推進します。

(メタンの排出抑制)

- 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき家畜の排せつ物の適正管理を指導します。

(フロン類の排出抑制)

- フロンの大気への放出を防ぐため、業務用冷凍空調機器等の適切な管理、廃棄を定めたフロン排出抑制法を適切に施行することで、業務用冷凍空調機器等からのフロン漏えい量を削減します。
- 使用済み自動車の再資源化等に関する法律を適切に施行することで、使用済み自動車からのフロン漏えい量を削減します。
- 第一種特定製品管理者に対してノンフロン機器の導入促進支援制度の周知を図り、地球温暖化への寄与度の高いフロン類の使用を減らします。
- 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく廃家電の適正な回収について、市町村と連携して周知します。

(カーボン・オフセットの取組の推進)

- 県内事業者を対象にカーボン・オフセットへの理解を促進します。また、オフセット・クレジットの購入を促進します。
- ブロックチェーンなどデジタル技術を活用した J-クレジット制度が 2022 年度から運用予定となっており、この新たな仕組みを踏まえた取組について検討します。

(グリーン電力証書・非化石証書の取組の推進)

- 県内事業者を対象に自然エネルギーの普及への貢献や地球温暖化防止に資するグリーン電力証書・非化石証書への理解を促進し、普及を促進します。

7 吸収部門 ～森林や緑地の多面的機能の保全～



(1) 各主体による取組

(森林吸収源対策)

- 県民・事業者は計画的な間伐や県産材の利用、木質バイオマスボイラーや木質ペレットストーブの利用などを通じた健全な森林づくりを行います。

(J-クレジット制度の推進)

- 県民・事業者は森林整備などによるカーボン・オフセット・クレジットの創出、購入に努めます。

(2) 県の施策

(計画的な森林整備・森林の多面的機能の保全)

- 森林整備を計画的に行い、県土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給等の多面的機能の維持に努めます。
- 森林の有する山地災害防止や水源かん養あるいは二酸化炭素の吸収源などの機能が高く評価され、これらの公益的機能の向上に貢献することができる企業との協働による森林づくりを推進し、より多くの企業に森林づくりへの参加を促します。

(木質バイオマス燃料の使用促進)

- 県民協働による未利用材の搬出支援や木質バイオマス加工・施設等の整備支援、木質バイオマス利用施設の整備の支援等により、木質バイオマスの使用を促進します。

(県産木材の利用促進)

- 公共施設等の木造・内装木質化の支援等により、県産木材の利用を推進します。

(特別緑地保全地区、風致地区の指定主体である市町村に対する緑地保全指導)

- 市町村と連携して特別緑地保全地区及び風致地区制度により、樹林地、草地、水沼地などの地区の保全、良好な自然環境を形成、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止、伝統的・文化的意義の確保、風致景観の保全、動植物の生育地等の保全をします。

(カーボン・オフセットの取組の推進)

- 県内事業者を対象にカーボン・オフセットへの理解を促進します。また、オフセット・クレジットの購入を促進します。
- ブロックチェーンなどデジタル技術を活用したJ-クレジット制度が2022年度から運用予定となっており、この新たな仕組みを踏まえた取組について検討します。